

## 電波利用料額改定のお知らせ

電波利用料の料額の見直し等を柱とする電波法の一部改正案が平成29年5月12日に公布され、平成29年10月1日から施行されました。

主な無線局の料額は次のとおりです。

### 主な無線局の料額

主な無線局		新料額	現行料額
簡易無線局	包括登録局	450円	540円
	免許局、個別登録局（使用する周波数の幅が6MHz以下）	600円	600円
陸上移動局	使用する周波数の幅が6MHz以下	600円	600円
基地局	3,000MHz以下で0.01W以下のもの	10,400円	8,700円
	3,000MHz以下で0.01Wを超えるもの	12,700円	10,600円
固定局	3,000MHz以下で、使用する周波数の幅が3MHz以下	45,700円	38,100円
	60MHz帯同報系防災行政無線の親局（免許人が市町村（特別区））	22,850円	19,050円
	60MHz帯同報系防災行政無線の子局（免許人が市町村（特別区））	250円	550円